

Ⅲ. 軽二輪

1. 新規届出

1-1. 新車（初めて軽自動車届出済証の交付を受ける場合）

（1）提出書類

（ア）新規届出書

①届出人欄：使用者の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印（記名押印に代えて署名でもよい）

②所有者欄：所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい）、所有者印押印（記名押印に代えて署名でもよい）

（イ）所定の重量税印紙を貼付した自動車重量税納付書

（ウ）譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）

①譲渡人は押印

（エ）輸入の事実を証する書面（輸入自動車の場合に限り必要）

①（二輪）自動車通関証明書

（オ）使用者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

（カ）所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

（キ）使用者の住所を証するに足る書面（国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合には不要）

①個人

（a）住民票、印鑑（登録）証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから 3 ヶ月以内のもの）

②法人

（a）商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書若しくは印鑑（登録）証明書（発行されてから 3 ヶ月以内のもの）

（b）本店以外で商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから 3 ヶ月以内のもの）

③各書面は写しで可とする

（ク）使用の本拠の位置を証するに足る書面（使用の本拠の位置が使用者の住所と異

なる場合に限り必要)

①使用者が個人の場合

- (a) 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書のいずれか（発行されてから 3 ヶ月以内のもの）
- (b) 住居にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等

②使用者が法人の場合

- (a) 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書、印鑑(登録)証明書、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書のいずれか（発行されてから 3 ヶ月以内のもの）
- (b) 事業所にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等

③各書面は写しで可とする

- (ケ) 側車付軽二輪自動車として届出がなされた車両については、側車付軽二輪自動車に該当する車両であることを確認する書面として車両の外観(前後・横)、ハンドル、座席、運転席部分の側方開放確認ができる車両の写真又は図面など
- (コ) 事業用自動車連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車に限り必要）

(2) 提示書類

- (ア) 自動車損害賠償責任保険（共済）証明書

1－2. 中古車（初めて軽自動車届出済証の交付を受けるものでない場合）

(1) 提出書類

(ア) 新規届出書

- ①届出人欄：使用者の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印（記名押印に代えて署名でもよい）
- ②所有者欄：所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい）、所有者印押印（記名押印に代えて署名でもよい）

(イ) 譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）

- ①譲渡人は押印

(ウ) 軽自動車届出済証返納証明書

(エ) 使用者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

- ①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(オ) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に記名及

び押印があるか、若しくは署名があれば不要)

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(カ) 使用者の住所を証するに足りる書面 (国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合には不要)

①個人

(a) 住民票、印鑑(登録)証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書(発行されてから 3 ヶ月以内のもの)

②法人

(a) 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書(発行されてから 3 ヶ月以内のもの)

(b) 本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか(発行されてから 3 ヶ月以内のもの)

③各書面は写しで可とする

(キ) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面 (使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合に限り必要)

①使用者が個人の場合

(a) 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書のいずれか(発行されてから 3 ヶ月以内のもの)

(b) 住居にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等

②使用者が法人の場合

(a) 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書、印鑑(登録)証明書、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書のいずれか(発行されてから 3 ヶ月以内のもの)

(b) 事業所にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等

③各書面は写しで可とする

(ク) 事業用自動車連絡書(自動車運送事業等の用に供する自動車に限り必要)

(2) 提示書類

(ア) 自動車損害賠償責任保険(共済)証明書

2. 記入申請

(1) 提出書類

(ア) 軽自動車届出済証記入申請書

- ①届出人欄：使用者の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印（記名押印に代えて署名でもよい）
- ②所有者欄：所有者の氏名又は名称及び住所を記入（使用者の変更、所有者の変更及び所有者の氏名又は名称及び住所の変更の場合に限り必要。所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい）、所有者印押印（記名押印に代えて署名でもよい）
- ③変更の事由と日付欄：変更の事由を記入

(イ) 軽自動車届出済証

(ウ) 住所を証するに足りる書面（使用者の変更、使用者の氏名又は名称及び住所の変更及び所有者の氏名又は名称及び住所の変更の場合に限り必要）

①個人

- (a) 住民票、印鑑（登録）証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから 3 ヶ月以内のもの）

②法人

- (a) 商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書若しくは印鑑（登録）証明書（発行されてから 3 ヶ月以内のもの）
- (b) 本店以外で商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから 3 ヶ月以内のもの）

③各書面は写しで可とする

④国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合には不要

(エ) 譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）

①譲渡人は押印

(オ) 使用の本拠の位置を証するに足りる書面（使用の本拠の位置の変更及び使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合に限り必要）

①使用者が個人の場合

- (a) 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書のいずれか（発行されてから 3 ヶ月以内のもの）
- (b) 住居にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等

②使用者が法人の場合

(a) 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書、印鑑(登録)証明書、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・電話料金領収書のいずれか(発行されてから 3 ヶ月以内のもの)

(b) 事業所にかかる契約期間中の賃貸借契約書、等)

③各書面は写しで可とする

(カ) 使用者の委任状(代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

②旧使用者のものは不要

(キ) 所有者の委任状(代理人による申請の場合であって、使用者の変更、所有者の変更及び所有者の氏名又は名称及び住所の変更の場合に限り必要。ただし、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

②旧所有者のものは不要

(ク) 車両番号標(車両番号の変更となる場合のみ必要)

(ケ) 事業用自動車連絡書(自動車運送事業等の用に供する自動車に限り必要)

(コ) その他

①車両番号の変更となる場合で、車両番号標が盗難又は遺失等により車両番号を変更する場合は、返納できない旨・届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の押印があるか、若しくは署名のある理由書

(2) 提示書類

(ア) 車両番号の変更となる場合、自動車損害賠償責任保険(共済)証明書

3. 軽自動車届出済証返納届

(1) 提出書類

(ア) 軽自動車届出済証返納証明書交付申請書

①申請者(使用者)欄: 使用者の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印(記名押印に代えて署名でもよい)

(イ) 軽自動車届出済証

(ウ) 使用者の委任状(代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(エ) 車両番号標

(オ) 事業用自動車連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車に限り必要）

(カ) その他

- ① 軽自動車届出済証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の押印があるか、若しくは署名のある理由書を添付
- ② 車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の押印があるか、若しくは署名のある理由書

4. 軽自動車届出済証の再交付申請

(1) 提出書類

(ア) 軽自動車届出済証再交付申請書

- ① 申請者欄：使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人が申請する場合は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可）

- ② 申請の事由欄：申請の事由を記入（発見した場合は返納する旨の記載を含む）

(イ) 使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

- ① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(ウ) 軽自動車届出済証（提出可能な場合）

(エ) その他

- ① 代理人が申請する場合で委任状の提出がある場合において軽自動車届出済証が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書が別途必要（発見した場合は返納する旨の記載を含む）

(2) 提示書類

(ア) 使用者又は代理人本人を確認できる書面で次に掲げるいずれかのもの

- ① 運転免許証
- ② 被用者保険証、国民健康保険被保険者証
- ③ パスポート、在留カード、特別永住者証明書
- ④ 顔写真付き又は氏名及び住所を確認できる身分証明書

5. 軽自動車届出済証返納証明書の再交付申請

(1) 提出書類

(ア) 軽自動車届出済証返納証明書再交付申請書

- ①申請者（使用者）の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人が申請する場合は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可）、②所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい。）、③使用の本拠の位置、④返納年月日、⑤車両番号、⑥車名、⑦型式、⑧車台番号、⑨原動機の型式、⑩遺失等に至るまでの経緯

(2) 提示書類

(ア) 使用者又は代理人本人を確認できる書面で次に掲げるいずれかのもの

- ①運転免許証
- ②被用者保険証、国民健康保険被保険者証
- ③パスポート、在留カード、特別永住者証明書
- ④顔写真付き又は氏名及び住所を確認できる身分証明書